

消防の動き



2010
1
No.466

- 平成21年版消防白書の概要
- 災害時要援護者の避難支援対策の推進
- 平成21年（1月～6月）における火災の概要（概数）



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



巻頭言 年頭の辞 (消防庁長官 河野 栄)

Report

災害時要援護者の避難支援対策の推進 10
 平成21年(1月～6月)における火災の概要(概数) 12

TOPICS

平成21年秋の叙勲並びに褒章伝達式 14
 平成21年度消防設備関係功労者等表彰式の開催 15
 平成21年度消防防災機器の開発・改良、消防防災科学論文
 及び原因調査事例報告に関する消防庁長官表彰 16
 平成21年度離島に対する消防施設の寄贈式の開催 18

緊急消防援助隊情報

平成21年度緊急消防援助隊ブロック訓練の実施状況(北海道東北ブロック、中国・四国ブロック) 19

消防通信～北から南から

沖縄県 那覇市消防本部「南の玄関 那覇市」 21

消防通信～望楼

東山梨消防本部(山梨県)／豊川市消防本部(愛知県) 22
 大阪市消防局(大阪府)／中吉野広域消防組合(奈良県)

消防大学校だより

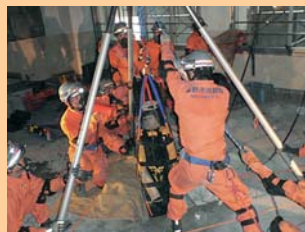
危機管理・防災教育科 危機管理実務コース(第1回) 23
 自主防災組織育成短期講習会 24
 消防研究センターにおける製品火災原因調査への支援事例 25

広報資料(2月分)

平成22年春季全国火災予防運動 27
 住宅の耐震化と家具の転倒防止について 28
 林野火災を防ごう！～全国山火事予防運動～ 29
 地域を災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ 30

INFORMATION

11月の主な通知／広報テーマ(1月分・2月分) 31



■ 表紙
 長野市消防局
 高度救助隊
 地震災害を想定した、
 座屈ビルからの
 プリーチング救出訓練

平成22年1月26日は
第56回文化財防火デーです

文化財
みんな
で
守
ろう



第55回文化財防火デー消防訓練
重要文化財専修寺御影堂(三重県津市)

 文化庁・消防庁

「第56回文化財防火デー」広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。
消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

年 頭 の 辞



消防庁長官 河野 栄

平成22年の新春を迎えるに当たり、全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭のご挨拶を申し上げますとともに、日頃のご尽力に対し心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

我が国の消防は、関係各位のたゆまぬ努力の積み重ねにより、国民の安心・安全の確保に大きな役割を果たすとともに、昨年9月のインドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害での国際消防救助隊の活躍などにより、海外において高い評価を得ております。

しかしながら、昨年は、4月の北朝鮮によるミサイル発射事案の発生、新型インフルエンザ(H1N1型)の感染拡大、7月から8月にかけては中国・九州北部豪雨や台風第9号、駿河湾を震源とする地震等のさまざまな災害が相次いで発生し、各地に大きな被害をもたらしました。

また、3月の群馬県渋川市での老人ホーム火災や7月の大阪市此花区パチンコ店火災、11月の浜松市の麻雀店火災、杉並区高円寺での雑居ビル火災など多くの死傷者を伴った火災はいまなお記憶に新しいところです。

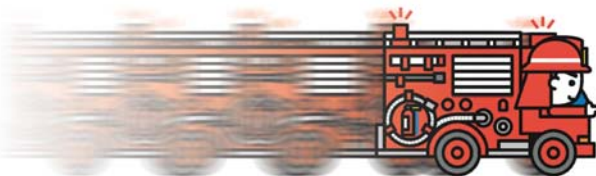
このように、相次いで発生する自然災害や地域社会の変化による災害の複雑多様化、新型インフルエンザへの対応など、消防防災行政を取り巻く状況は、大きく変化しており、国民の安心・安全を維持向上させていくためには、総合的な消防防災行政を積極的に推進していく必要があります。

このため、消防の広域化や緊急消防援助隊の充実強化など消防組織における体制の強化とともに、医療機関との連携を一層推進する必要があります。また、併せて一般家庭における住宅用火災警報器の設置の推進や民間事業所における自衛消防力の確保、消防団や自主防災組織などの地域における総合的な防災力の強化にも積極的に取り組む必要があります。

そのため、昨年4月には、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、救急搬送・受入れに関する実施基準について協議等を行うための協議会の設置等を内容とする消防法の一部改正を行いました。また、平成21年度補正予算により、緊急消防援助隊の装備や救急体制の充実強化、住宅用火災警報器や消防団救助資機材搭載型車両の配備等の事業を推進しています。

皆様方におかれましては、我が国の消防防災・危機管理体制の更なる発展と、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層の御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

皆様方のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



平成21年版 消防白書 概要

総務課

平成21年版消防白書が、平成21年11月27日の閣議配布を経て公表されました。ここでは、「特集」、「トピックス I～Ⅲ」を中心に、白書のポイントを紹介します。

主な統計数値については、P.9をご覧ください。

また、白書全文については、消防庁のホームページ (<http://www.fdma.go.jp/concern/publication/index.html>) でもご覧になれます。

〈特集〉

消防と医療の連携の推進 ～消防と医療の連携による救急搬送の円滑化～

1. はじめに

近年、医療の進歩により、救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までの一連の行為を円滑に実施することが、傷病者の救命率の向上及び予後の改善等の観点から、重要な課題とされてきている。

少子高齢化、核家族化の進展や住民意識の変化等に伴い、救急需要が増加しており、現場到着から病院収容までの時間が全体として遅延傾向にある。中でも、妊婦の救急搬送事案など傷病者を受け入れる医療機関が速やかに決まらない事案（以下「受入医療機関の選定困難事案」という。）も発生しており、国民の安心・安全確保の観点から、円滑な救急搬送及び受入体制を構築し、受入医療機関の選定困難事案を解消することが喫緊の課題とされている。

2. 救急搬送における医療機関の受入状況

平成20年の「救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」によれば、例えば重症以上傷病者の搬送事案において、医療機関に受入れの照会を4回以上行った事案が1万4,732件（平成19年1万4,387件）あるなど、相当数の受入医療機関の選定困難事案が発生している。また、地域別の状況を見ると、首都圏、近畿圏等の大都市部において照会回数が多い事案が多く見られる。

3. 消防法の改正

(1) 改正までの経緯

救急搬送における受入医療機関の選定が大変厳しい

状況にあることを踏まえ、平成19年から平成20年にかけて「救急業務高度化推進検討会」に「消防機関と医療機関の連携に関する作業部会」を設け、当検討会において円滑な救急搬送・受入医療体制を確保するための対策について検討が重ねられ、平成21年3月に「平成20年度救急業務高度化推進検討会報告書」が取りまとめられた。

また、消防審議会においても、消防機関と医療機関の連携と、円滑な救急搬送・受入体制の構築のあり方について審議が行われ、平成21年2月に「消防機関と医療機関の連携のあり方に関する答申」が提出された。

報告書及び答申を受け、消防庁は厚生労働省と連携して消防法の改正について検討を行った。消防法改正法案は、第七十一回通常国会に提出され、平成21年4月24日に全会一致で可決された。その後、平成21年5月1日に改正消防法が公布され、公布後6か月の周知・準備期間を経て、平成21年10月30日に施行された。

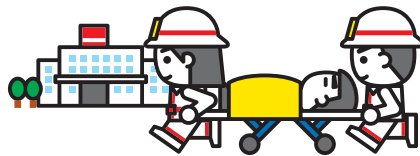
(2) 消防機関と医療機関の連携に関する改正事項

改正された法律は消防機関と医療機関が連携し、搬送及び受入れの実施に関する基準の策定や両機関が参加する協議組織の設置に関するものとなっている。

① 実施に関する基準の策定

都道府県が消防機関による傷病者の搬送及び医療機関による傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を策定し、公表することとしており、実施基準の主な内容は以下のとおりである。

- (i) 消防機関が、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われる医療機関のリストの中から搬送先医療機関を選定するための基準
- (ii) 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
- (iii) 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関との間で合意を形成するための基準



このほか、消防機関は傷病者の搬送を行う際には実施基準を遵守することとされており、医療機関については傷病者を受け入れる際に実施基準を尊重するよう努めるものとされている。

また、国は必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとされており、消防庁と厚生労働省が合同で「傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会」を開催して都道府県が実施基準を策定する際のガイドラインを策定し、改正法施行にあわせて、情報提供を行った。

② 実施基準に関する協議等を行うための協議会の設置

都道府県は、消防機関と医療機関が同じテーブルについて、傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を策定、変更するための協議や、救急搬送及び受入れの実施に関する連絡調整を行うための協議会を設置することとされている。構成員は以下のとおり。

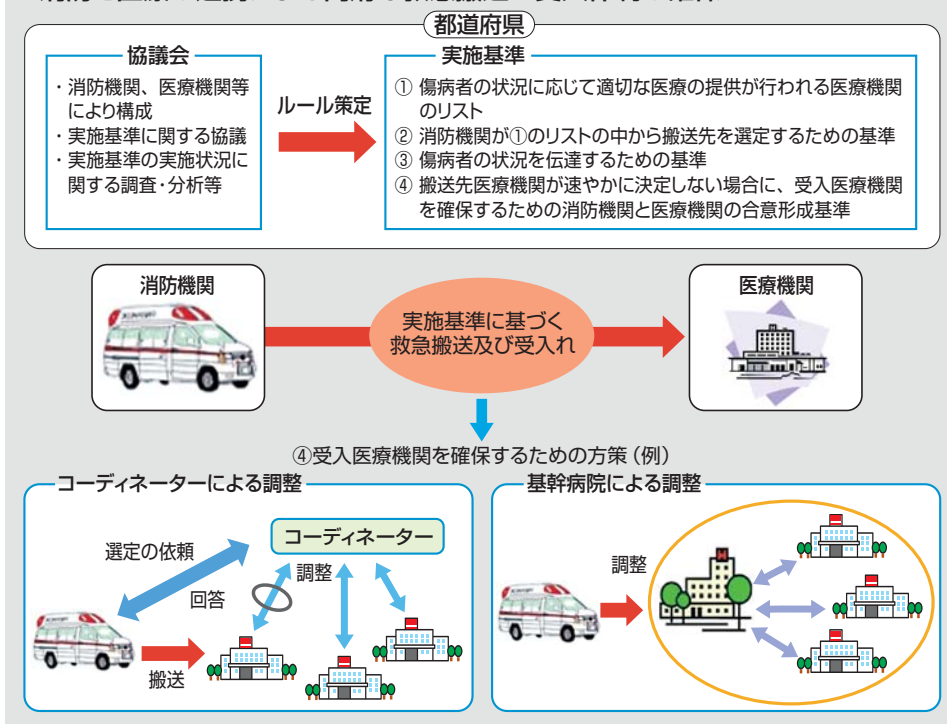
- (i) 消防機関の職員
- (ii) 医療機関の管理者又はその指定する医師
- (iii) 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
- (iv) 都道府県の職員
- (v) 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者

この協議会は、実施基準や傷病者の搬送・受入れの実施に関して、都道府県知事に意見を述べることができ、受入医療機関の選定困難事案を解消し、円滑な搬送及び受入れを実現するための環境整備を提言することが可能となっている。また、協議会は、既存のメディカルコントロール協議会の枠組みを活用することにより、実効的な実施基準が作成できるものと考えられる。

(3) 目的規定における救急業務の明確化

救急業務の重要性の高まり、災害や事故だけではなく急病を理由とする出場件数の増加を踏まえ、今般の消防法改正において、消防法第1条の目的規定に「災

消防と医療の連携による円滑な救急搬送・受入体制の確保



害等による傷病者の搬送を適切に行い」という記述を加え、消防の目的に救急業務を明示する改正を行ったところであり、救急業務の位置付けが消防業務の中で明確化された。

トピックス I 新型インフルエンザの発生と対応

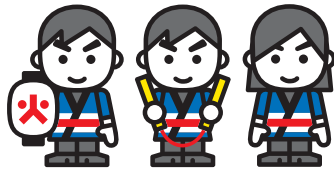
1. 消防機関における新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザとは、従来ヒトからヒトへの感染が認められていなかったインフルエンザウイルスが、遺伝子変異によりヒトからヒトへ容易かつ継続的に感染するようになったものである。

毒性の強いおそれがある新型インフルエンザの発生時には、消防機関において感染防止対策を徹底し、かつ地方公共団体の衛生部局や医療機関と連携し、搬送・受入体制を構築しておくことが重要である。

さらに、救急搬送や救急要請の件数の増大が予想され、かつ消防職員の感染による業務体制の縮小、事業者の感染による資器材供給の不足が予想されるため、消防機関において新型インフルエンザ流行時においても救急業務を継続するための計画（業務継続計画）を策定しておく必要がある。

そこで、平成20年6月に「消防機関における新型インフルエンザ対策検討会」を設置し、同年12月には、「消防



機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画ガイドライン」を取りまとめ、消防機関が業務継続計画を策定する際に参考となる優先業務選定リストの例や、感染疑い患者を救急搬送する際の留意事項等を示した。

2. 新型インフルエンザ（H1N1型）の発生と対応

平成21年4月、アメリカ合衆国及びメキシコにおいて、豚を由来とするインフルエンザ（H1N1型）のヒトからヒトへの感染が確認された。WHO（世界保健機関）は4月27日に新型インフルエンザの発生段階をフェーズ4に引き上げる宣言を行い、以後、4月30日にフェーズ5に、6月12日に最高の警戒レベルであるフェーズ6に引き上げる宣言を行った。

我が国では、4月28日に新型インフルエンザ対策本部が設置され、同日の新型インフルエンザ対策本部会合において、基本的対処方針（相談窓口の設置等情報提供体制の充実、水際対策の徹底、パンデミックワクチンの製造着手及び国民への注意喚起）を決定した。その後、WHOの警戒レベルの引き上げに伴い、5月1日に政府として基本方針を改定し、感染の疑いのある者に対する適切な医療の提供、国内で発生した場合における積極的疫学調査や感染拡大防止措置を適切に実施する方針を示した。WHOのフェーズ6への警戒レベルの引き上げ時には、関係機関に対し、引き続き基本的対処方針に基づく弾力的な対策の実施と、感染拡大防止、医療体制の充実強化に努めることを指示した。

消防庁においては4月28日に消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部を設置し、各消防機関に対し、都道府県衛生主管部局等との連携を強化すること、新型インフルエンザ患者を救急搬送する可能性があることを想定し感染防止対策を徹底することを要請した。

新型インフルエンザ患者発生数は、平成21年8月以降、1週間で数万人規模の感染が推計されるなど、増加傾向にある。今後、新型インフルエンザウイルスは遺伝子変異により毒性が強くなる可能性もあるとされている。

消防庁では今回の事態における課題等について、平成21年度の「消防機関における新型インフルエンザ対策検討会」において議論を行い、消防機関における業務継続のあり方を検討するほか、H1N1型新型インフルエンザの感染拡大や強毒化に対し万全の体制を整えるため、資器材の配備や消防機関と衛生部局等の連携体制の強化などの対策を推進していくこととしている。

トピックスⅡ

住宅用火災警報器の速やかな普及に向けた取組

1. 住宅火災の死者数の現状

住宅火災の死者数（放火自殺者等を除く）は、平成15年以降連続して1,000人を超える高水準で推移している。このうち、約6割が65歳以上の高齢者であることから、高齢化の進展に伴って今後さらに死者数が増加することが懸念されている。

2. 住宅用火災警報器の設置の義務化

近年の住宅火災による死者数の増や、今後の高齢化進展を背景として、戸建てを含むすべての住宅を対象に住宅用火災警報器（以下「住警器」という）の設置を義務付ける消防法の改正が平成16年に行われた。平成18年6月から全国で義務化された新築住宅に続き、市町村条例で定めることとされた既存住宅への義務化についても、既に一部の地域で始まっており、今後逐次拡大され、平成23年6月までには全国で義務化される。

我が国に先立って義務化を進めた米国では、住宅への火災警報器の設置普及に伴い住宅火災による死者数が半減するという効果が現れており、我が国においても、住警器の早期普及により、住宅火災による死者の低減が期待される。

3. 住警器の普及に向けた取組

(1) 住警器の普及状況

住警器の普及状況は、各地域においてアンケート等の方法により調査されているが、消防庁がその結果を収集し、独自の方法で平成21年3月時点における、全国の普及率を推計した結果は45.9%となっている。前回調査を行った平成20年6月時点から推計普及率は10ポイント程度伸びており、各地域における取組が進んでいるが、既に義務化されている地域においても普及率が55.2%に留まる等、一層の取組が必要である。

効果的な普及策の展開等のため、各地域においては、住警器の普及状況を定期的に把握し、公表していくことが求められる。

(2) 国民運動的な取組の展開

平成20年12月17日に開催した「住宅用火災警報器設置推進会議」において、「住宅用火災警報器設置推進基本方針」の決定を受け、消防庁では、基本方針に基



づいた住警器の早期普及に係る取組を推進している。

ア 地域に密着した取組のための体制整備

住警器の設置を推進するためには、消防署又は消防本部と消防団、婦人(女性)防火クラブなどの関係者が、当該地域の実情に応じて、地域社会に密着した取組を一体となって展開できるよう、相互の密接な連携を図ることが不可欠である。

イ シンポジウムの開催

消防庁では、消防団や婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織等の地域コミュニティのリーダー等を対象として、住警器の普及を呼びかけるシンポジウムを全国各地で開催し、地域力を活かした先進的な取組事例の紹介等を行っている。住警器の普及を推進するための知恵や工夫を参加者が持ち帰り、自らの地域での取組に活用することにより住警器の普及が加速することが期待される。

取りまとめられた。

(4) 個室ビデオ店等における防火安全対策の推進

上記提言を踏まえ、消防庁では次のような防火安全対策を推進している。

ア 消防法施行規則等の一部改正

・個室ビデオ等に対応した火災警報や誘導表示の機能等の確保等

イ 防火管理体制の確保

・個室型店舗等の消防訓練マニュアル及び啓発用リーフレットの作成等

ウ 消防機関における立入検査、違反是正等の充実強化

・消防庁において立入検査マニュアル・違反処理マニュアルの改正等

2. 群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた防火安全対策について

(1) 群馬県渋川市老人ホーム火災の概要

平成21年3月19日、群馬県渋川市の老人ホーム(老人福祉法第29条による届出は未届)において、死者10人、負傷者1人という重大な人的被害を伴う火災が発生した。消防庁では現地に職員を派遣し、渋川広域消防本部とともに火災原因調査を行った。

(2) 社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施

未届の有料老人ホームを含む全国の入所社会福祉施設等に対し、防火対策の徹底を求めるとともに福祉部局及び建築部局と連携を図り、緊急調査を行った。特に未届の有料老人ホームにおいては高い割合(85.7%)で消防法令違反が発見されたことから、フォローアップ調査を行い、違反是正の徹底を図っている。

(3) 小規模社会福祉施設等における防火安全対策の推進

本火災の教訓を鑑み、消防庁では次のような防火安全対策を推進している。

ア 早期に火災の発生を覚知する対策

・自動火災報知設備の設置の指導の徹底等

イ 自力避難困難な入所者の避難を支援する対策

・職員等による避難誘導・介助体制の強化等

ウ 火災の延焼拡大を防止する対策

・寝具類等第一着火物となりやすい物品の防炎化・難燃化等

トピックスⅢ

新たな形態の建築物や施設等に対応した防火対策

1. 大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策について

(1) 大阪市浪速区個室ビデオ店火災の概要

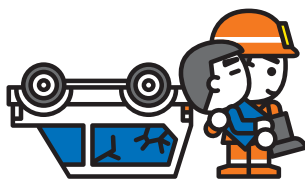
平成20年10月1日未明、大阪市浪速区の個室ビデオ店「キャッツ」において、死者15人、負傷者10人(うち1人が10月14日に死亡)という重大な人的被害を伴う火災が発生した。消防庁では、消防法の規定により消防庁長官が行う調査として現地に職員を派遣し、大阪市消防局とともに火災原因調査を行った。

(2) 全国の個室ビデオ店等に関する緊急調査及びフォローアップ調査の結果

全国の個室ビデオ店等(個室ビデオ店、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ等の遊興に供する個室型店舗)に係る緊急調査を行い、その後3回のフォローアップ調査を行った。

(3) 予防行政のあり方に関する検討会

大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、有識者等から構成される「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、個室ビデオ店等における防火安全対策を検討し、個室ビデオ店等における防火安全対策の現状と課題の整理が行われ、対応の考え方について、提言が



本文の構成

第1章 災害の現況と課題

我が国では、火災だけでなく、様々な災害が発生している。

この章では、出火状況、火災による死者の状況をはじめ、各種災害の現況及び最近の動向、火災予防行政の現況と課題等について、次の項目ごとに記述している。

- ◎火災予防
- ◎危険物施設等における災害対策
- ◎石油コンビナート災害対策
- ◎林野火災対策
- ◎風水害対策
- ◎震災対策
- ◎原子力災害対策
- ◎その他災害対策

第2章 消防防災の組織と活動

近年の少子高齢化や核家族化の進展、住民意識の変化等が消防防災体制及び活動に影響を及ぼしている。

この章では、常備消防機関及び消防団の体制や活動状況、緊急消防援助隊等について、次の項目ごとに記述している。

- ◎消防体制
 - …消防組織、消防施設、消防財政、消防体制の整備の課題
- ◎消防職団員の活動
 - …活動状況、公務災害の状況、勤務条件、安全衛生体制の整備、消防表彰等
- ◎教育訓練体制
 - …消防職員及び消防団員の教育訓練、職場教育、消防学校における教育訓練、消防大学校における教育訓練及び技術的援助、その他の教育訓練、全国消防救助技術大会の実施、防災教育の普及
- ◎救急体制
 - …救急業務の実施状況、救急業務の実施体制、消防と医療の連携推進、救急業務高度化の推進、救急業務体制の整備の課題
- ◎救助体制
 - …救助活動の実施状況、救助活動の実施体制、救助体制の整備
- ◎航空消防防災体制
 - …航空消防防災体制の現況、今後の取組
- ◎広域消防応援と緊急消防援助隊
 - …消防の相互応援協定や緊急消防援助隊の経緯と活動
- ◎国と地方公共団体の防災体制
 - …国と地方の防災組織等、地域防災計画、防災訓練の実施、防災体制の整備の課題

◎消防防災の情報化の推進

…被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立、災害に強い消防防災通信ネットワークの整備、情報処理システムの活用、情報化の今後の展開

◎規制改革等への対応

…規制改革の取組、構造改革特区制度への取組、市場化テストへの対応

第3章 国民保護への取組

国民保護法に基づき地方公共団体は、警報の伝達や避難の指示、救援の実施等の国民保護措置の多くを実施する責務を有するほか、平時においても、国民の保護に関する計画の作成や必要な組織の整備、訓練の実施などが求められている。

この章では、国民保護への取組について次の項目ごとに記述している。

- ◎国民保護法の目的等
- ◎国民の保護に関する基本指針・消防庁国民保護計画
- ◎地方公共団体における国民保護計画の整備
- ◎国民保護体制の充実
- ◎テロ対策

第4章 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

災害に強い安全な地域社会をつくるためには、国民の防火防災意識の高揚、大規模災害に的確に対応するための地域における自主的な防災活動が重要である。

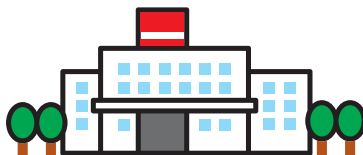
この章では、防火防災意識の高揚等について、次の項目ごとに記述している。

- ◎防火防災意識の高揚
 - …火災予防運動、危険物安全週間、防災知識の普及啓発
- ◎住民等の自主防災活動
 - …コミュニティにおける自主防災活動、事業所の自主防災体制、災害時のボランティア活動
- ◎災害に強い安全なまちづくり
 - …防災基盤等の整備、防災に配慮した地域づくり

第5章 国際的課題への対応

災害から、国民の生命、身体及び財産を守ることは万国共通の課題であり、消防防災分野における国際協力・交流は、人道主義、国際社会の相互依存関係、環境保全等の観点から、必要性・緊急性の高い分野である。

この章では、国際消防救助隊の活動や開発途上諸国への消防技術協力等について、次の項目ごとに記述して



いる。

- ◎国際緊急援助
 - …設立の経緯、派遣体制、派遣実績
- ◎国際協力・国際交流
 - …開発途上諸国等に対する国際協力、国際交流
- ◎基準・認証制度の国際化への対応
 - …消防用機械器具等の国際規格の現況、規格の国際化への対応
- ◎地球環境の保全（ハロン消火剤等の使用抑制）
 - …ハロン消火剤等の使用抑制について、規制対象物質を含有する泡消火薬剤等の使用抑制について

この章では、消防研究センターが実施した研究・開発や競争的研究資金による産学官連携の推進等について、次の項目ごとに記述している。

- ◎消防防災に関する研究
- ◎火災原因調査及び災害・事故等への対応
- ◎消防機関の研究体制及び研究の概要
- ◎消防防災科学技術の研究の課題

附属資料等

附属資料は、主に統計数値を掲載している。

また、「囲み記事」として、平成21年6月1日から法施行により義務付けられた「防災管理制度と自衛消防体制の強化について」や、平成21年度に消防機関が医療機関と連携して実施する「市民の救急相談に応じる窓口の設置～救急安心センターモデル事業～」など、特筆すべき案件を記述している。

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

災害の複雑多様化に伴い、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に科学技術が果たす役割はますます重要になっている。

<平成21年版消防白書の主な統計数値>

1. 火災の状況

(平成20年中)

| | 平成20年中出火件数 | 前年比 (件数) | 前年比 (%) | 死者数 (人) | 前年比 (人) | 前年比 (%) |
|-------|------------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 建 物 | 30,053 | △ 1,195 | △ 3.8% | 1,499 | △ 3 | △ 0.2% |
| 林 野 | 1,891 | △ 266 | △ 12.3% | 13 | 0 | 0.0% |
| 車 両 | 5,358 | △ 440 | △ 7.6% | 156 | △ 23 | △ 12.8% |
| 船 舶 | 101 | △ 22 | △ 17.9% | 2 | 0 | 0.0% |
| 航 空 機 | 3 | △ 3 | △ 50.0% | 1 | 1 | 皆増 |
| そ の 他 | 14,988 | △ 262 | △ 1.7% | 298 | △ 11 | △ 3.6% |
| 合 計 | 52,394 | △ 2,188 | △ 4.0% | 1,969 | △ 36 | △ 1.8% |

※ 出火件数、焼損棟数、建物焼損床面積、死者数、損害額は対前年比で、ともに減少
 ※ 住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）は1,123人で、うち65歳以上の高齢者は710人（全体の63.2%）と6割を超えている
 ※ 1日当たり143件の火災が発生
 ※ 主な出火原因 1位：放火 2位：こんろ 3位：たばこ 4位：放火の疑い（放火は12年連続1位）
 ※ 放火及び放火の疑いによる出火件数は、1万776件（全出火件数の20.6%）

2. 緊急消防援助隊の活動状況

(平成21年中)

| 活動期間 | 災 害 の 内 容 | 出 動 部 隊 |
|-----------|---------------------------------|---|
| 8月11日（1日） | 「駿河湾を震源とする地震」 駿河湾で震度6弱の地震が発生 | 東京都、山梨県、愛知県から計6隊、29人が活動に従事（うち航空部隊3隊19人） |

3. 消防組織

(平成21年4月1日現在)

| | 平成21年4月1日現在 | 前年比 (件数) | 前年比 (%) | 備 考 |
|------------|-------------|----------|---------|-------------------|
| 消防本部 | 803 | △ 4 | △ 0.5% | 市町村合併と広域化による減 |
| 消防署 | 1,710 | 4 | 0.2% | |
| 消防職員 (人) | 158,327 | 467 | 0.3% | |
| 消防団 | 2,336 | △ 44 | △ 1.8% | 1,154団 (全体の49.4%) |
| 消防団員 (人) | 885,394 | △ 3,506 | △ 0.4% | |
| 女性消防団員 (人) | 17,879 | 1,180 | 7.1% | |

※ 消防職団員の出動回数 863万2,180回 延べ3,891万189人（平成20年中）
 ※ うち団員の出動回数 58万9,514回 延べ1,030万6,338人（平成20年中）

4. 救急出場件数及び搬送人員

(平成20年中)

| | 平成20年中 | 前年比 (件数) | 前年比 (%) | 備 考 |
|------------|-----------|-----------|---------|------------------------------------|
| 救急出場件数 (件) | 5,100,370 | △ 193,033 | △ 3.6% | うちヘリコプターによるものは3,276件（平成19年：3,167件） |
| 搬送人員 (人) | 4,681,447 | △ 224,138 | △ 4.6% | うちヘリコプターによるものは2,811人（平成19年：2,832人） |

※ 救急出場件数は、平成16年から連続して500万件超
 ※ 6.2秒に1回の割合で出動（前年6.0秒）、国民27人に1人が救急搬送（前年26人に1人）
 ※ 現場到着まで平均7.7分（前年7.0分）

災害時要援護者の避難支援対策の推進

防災課

市区町村における取組を促進

ここ数年の災害においては、亡くなられた方の多くが高齢者となっており、政府としては、高齢者や障がい者など災害時要援護者の避難支援対策として、平成21年度までを目途に、市区町村において災害時要援護者の避難支援の取組方針(全体計画)などが策定されるよう促進しています。

しかし、消防庁で実施した調査によると、市区町村における昨年3月31日現在の災害時要援護者の避難支援対策への取組状況は、全体計画を策定済みの団体数が全体の30.6%(550団体)、策定中の団体を合わせても全体の62.5%(1,125団体)にとどまっています。

そのような中、昨年7月下旬に中国地方や九州北部地方での局地的な大雨により、山口県、福岡県をはじめとする各地で被害が発生し、山口県防府市で特別養護老人ホームにおられた方々が土石流により亡くなられるなど、多くの高齢者が犠牲となる災害が起きました。

こうしたことを受けて、消防庁では、昨年8月24日に

関係省庁の協力を得て開催した「都道府県防災主管課長会議」において、改めて災害時要援護者の避難支援対策に係る全体計画を、市区町村において大至急策定するよう呼び掛けました。また、都道府県内の各市区町村に対して周知徹底を図るよう要請したところ、すべての都道府県で説明会、個別訪問等を実施していただきました。

また、昨年7月から11月にかけて、内閣府と連携し、全国13道県において、市町村担当者を対象とした「災害時要援護者対策意見交換会」を開催しました。意見交換会では、先進事例の紹介や、様々な課題の解決策についての意見交換などを通じて、要援護者対策の取組の更なる推進と、取組に着手されていない市町村へは早期に取りかかっていただくよう働きかけました。

この他、都道府県を通じ、災害時要援護者対策に関するトピックや、先進的、特徴的な取組を進めている事例など、随時、市区町村担当者の皆様に情報提供を行ってきました。



都道府県防災主管課長会議の様子
(昨年8月24日)



(左)各都道府県でも説明会等を開催
(写真は東京都、昨年9月28日)



(右)災害時要援護者対策意見交換会の様子
(写真は沖縄県、昨年11月27日)

ほぼ全ての市区町村が取組に着手

こうした取組の結果、昨年11月1日現在の取組状況の調査では、全体計画を策定済みの団体が40.2%（721団体）、策定中の団体を合わせると99.1%（1,778団体）となり、ほぼ全ての市区町村で取組が始められたことが分かりました。

市区町村における全体計画の策定状況

（都道府県別、策定率順平成21年11月1日現在）

| 順位 | 都道府県 | 全体計画の策定状況 | | |
|----|------|-----------|-------|-------|
| | | ①策定済み | ②策定中 | ③未着手 |
| 1 | 新潟県 | 100.0% | — | — |
| 2 | 福井県 | 88.2% | 11.8% | — |
| 3 | 大分県 | 83.3% | 16.7% | — |
| 4 | 山口県 | 75.0% | 25.0% | — |
| 5 | 佐賀県 | 70.0% | 30.0% | — |
| 6 | 石川県 | 68.4% | 31.6% | — |
| 7 | 京都府 | 65.4% | 23.1% | 11.5% |
| 8 | 愛媛県 | 65.0% | 35.0% | — |
| 9 | 滋賀県 | 61.5% | 38.5% | — |
| 10 | 山梨県 | 60.7% | 39.3% | — |
| 11 | 富山県 | 60.0% | 40.0% | — |
| 11 | 愛知県 | 60.0% | 40.0% | — |
| 13 | 神奈川県 | 54.5% | 45.5% | — |
| 14 | 島根県 | 52.4% | 47.6% | — |
| 15 | 山形県 | 51.4% | 48.6% | — |
| 16 | 熊本県 | 51.1% | 48.9% | — |
| 16 | 鹿児島県 | 51.1% | 42.2% | 6.7% |
| 18 | 徳島県 | 50.0% | 50.0% | — |
| 19 | 兵庫県 | 48.8% | 51.2% | — |
| 20 | 広島県 | 47.8% | 52.2% | — |
| 21 | 岐阜県 | 47.6% | 45.2% | 7.1% |
| 22 | 長野県 | 43.8% | 56.3% | — |
| 23 | 宮城県 | 42.9% | 57.1% | — |
| 23 | 埼玉県 | 42.9% | 57.1% | — |
| 25 | 静岡県 | 40.5% | 51.4% | 8.1% |
| 26 | 岩手県 | 40.0% | 60.0% | — |
| 27 | 大阪府 | 39.5% | 58.1% | 2.3% |
| 28 | 東京都 | 37.1% | 62.9% | — |
| 29 | 岡山県 | 37.0% | 63.0% | — |
| 30 | 栃木県 | 36.7% | 50.0% | 13.3% |
| 31 | 長崎県 | 34.8% | 65.2% | — |
| 32 | 和歌山県 | 33.3% | 66.7% | — |
| 33 | 福島県 | 32.2% | 67.8% | — |
| 34 | 鳥取県 | 31.6% | 68.4% | — |
| 35 | 三重県 | 31.0% | 69.0% | — |
| 36 | 北海道 | 27.4% | 72.6% | — |
| 37 | 茨城県 | 27.3% | 72.7% | — |
| 38 | 青森県 | 25.0% | 75.0% | — |
| 38 | 群馬県 | 25.0% | 75.0% | — |
| 40 | 香川県 | 23.5% | 76.5% | — |
| 41 | 千葉県 | 21.4% | 78.6% | — |
| 42 | 奈良県 | 20.5% | 79.5% | — |
| 43 | 福岡県 | 19.7% | 80.3% | — |
| 44 | 宮崎県 | 17.9% | 82.1% | — |
| 45 | 高知県 | 11.8% | 88.2% | — |
| 46 | 沖縄県 | 9.8% | 90.2% | — |
| 47 | 秋田県 | 4.0% | 96.0% | — |
| | 全国 | 40.2% | 58.9% | 0.9% |

災害時要援護者の避難対策に関する検討会

消防庁では、内閣府と共同で、学識経験者等よりなる「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」を立ち上げ、昨年11月18日に第1回検討会を開催しました。

この検討会では、これまでの先進事例を参考にしながら、昨年の局地的大雨等の災害を踏まえ、今後の取組のあり方を検討し、災害時要援護者の避難対策、避難支援をさらに進めるにあたっての一助としたいと考えています。

災害時要援護者の避難対策に関する検討会

【検討事項】

- (1) これまでの市区町村における取組の検証
- (2) 今後の災害時要援護者の避難対策及び避難支援の進め方
- (3) その他

【今後の開催日程】

第2回 平成22年1月12日(火) 14:00～16:00

第3回 平成22年2月16日(火) 14:00～16:00

※場所はいずれも中央合同庁舎5号館3階A会議室

(東京都千代田区霞が関1-2-2)

【構成委員】

田中 淳 (座長：東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センターセンター長)

磯辺 康子 (神戸新聞編集部編集委員)

片田 敏孝 (群馬大学大学院工学研究科社会環境デザイン工学専攻教授)

川井 一心 (全国社会福祉協議会常務理事)

葛葉 泰久 (三重大学生物資源学系研究科共生環境学専攻教授)

栗田 暢之 (特定非営利活動法人レスキューストックヤード代表理事)

澤田 雅浩 (長岡造形大学造形学部准教授)

菅 磨志保 (大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任講師)

龍本 浩一 (山口大学理工学研究科環境共生系学域准教授)

立木 茂雄 (同志社大学社会学部教授)

池田 紀夫 (新潟県防災局防災企画課長)

岩田 高幸 (東京都練馬区健康福祉事業本部福祉部地域福祉課長)

坂本 茂利 (島根県松江市総務部防災安全課長)

【関係省庁】

内閣府(防災担当) 災害応急対策担当

総務省消防庁国民保護・防災部防災課

厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室

国土交通省河川局防災課災害対策室

◆検討会会議資料等ダウンロード

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList5_6.html

平成21年(1月～6月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は2万8,575件、前年同期比403件の減少

平成21年(1月～6月)における総出火件数は2万8,575件であり、前年同期と比較しますと、403件(1.4%)の減少となっています。

これは、おおよそ1日あたり158件、9分に1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとにみますと次表のとおりです。

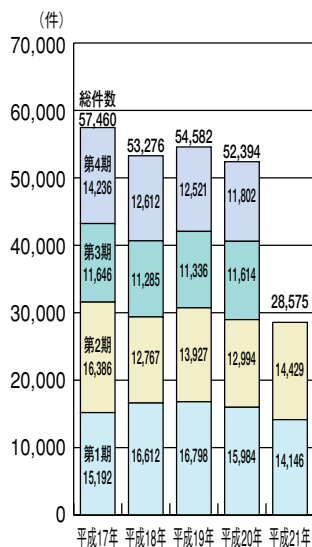
| 種別 | 件数 | 構成比(%) | 前年同期比 | 増減率(%) |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 建物火災 | 15,179 | 53.1% | △1,015 | △6.3% |
| 車両火災 | 2,702 | 9.5% | 65 | 2.5% |
| 林野火災 | 1,657 | 5.8% | 199 | 13.6% |
| 船舶火災 | 50 | 0.2% | 0 | 0.0% |
| 航空機火災 | 2 | 0.0% | 1 | 100.0% |
| その他火災 | 8,985 | 31.4% | 347 | 4.0% |
| 総火災件数 | 28,575 | 100% | △403 | △1.4% |

2 火災による死者は127人の減少、負傷者は231人の減少

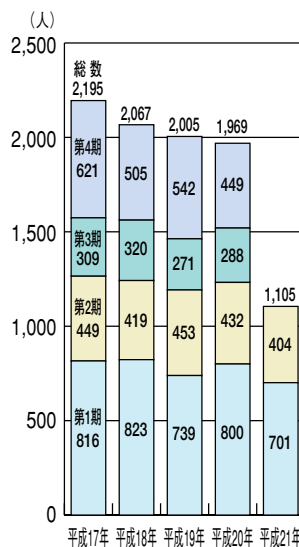
火災による死者は1,105人で、前年同期と比較しますと127人(10.3%)の減少となっています。

また、火災による負傷者は4,248人であり、前年同期と比較しますと231人(5.2%)の減少となっています。

過去5年間の火災の推移



過去5年間の死者の推移



3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は613人で、108人の減少

建物火災における死者812人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は701人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと613人で、前年同期と比較しますと108人(15.0%)の減少となっています。

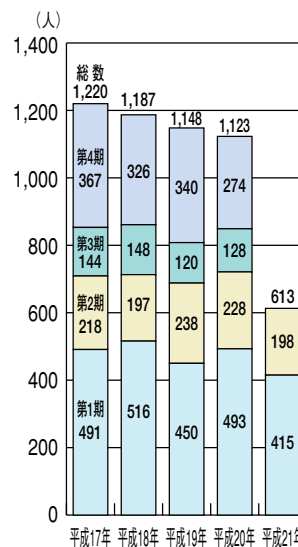
また、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は86.3%で、出火件数の割合58.1%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の6割以上は高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)613人のうち、371人(60.5%)が65歳以上の高齢者であり、前年同期と比較しますと、98人(20.9%)の減少となっています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ374人(64人(14.6%)の減)、着衣着火34人(2人(5.6%)の減)、出火後再進入15人(1人(7.1%)の増)、その他190人(43人(18.5%)の減)となっています。

過去5年間の住宅火災における死者の推移(放火自殺者等を除く)



5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」

全火災2万8,575件を出火原因別にみますと、「放火」3,413件(11.9%)、「たばこ」2,870件(10.0%)、「こんろ」2,636件(9.2%)、「放火の疑い」2,537件(8.9%)、「たき火」1,931件(6.8%)の順となっています。

また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせますと、5,950件(20.8%)となっています。

※第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

6 住宅防火対策への取組

平成16年6月には、すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付ける旨の消防法の改正が行われました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については市町村条例で定める日からそれぞれ義務化が適用開始となります。既存住宅について既に義務化されている地域もありますが、平成23年6月までには全国で義務化されることとなります。しかし、住宅火災による死者数を低減させるためには、住宅用火災警報器等の設置・維持義務が適用開始されることを待つことなく、できるだけ早い時期に設置することが重要です。

また、平成20年12月には「住宅用火災警報器設置推進会議」を開催し、同会議において、あらゆる主体が総力を結集して、住宅用火災警報器の設置推進を国民運動的に取り組むべきであることを示した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」及び「住宅火災死者の半減を目指して緊急アピール」が決定され、今後は、基本方針に基づいた早期普及に係る取組を強力に推進することとしています。

これらのほか、平成20年度は、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する住宅防火対策推進シンポジウム

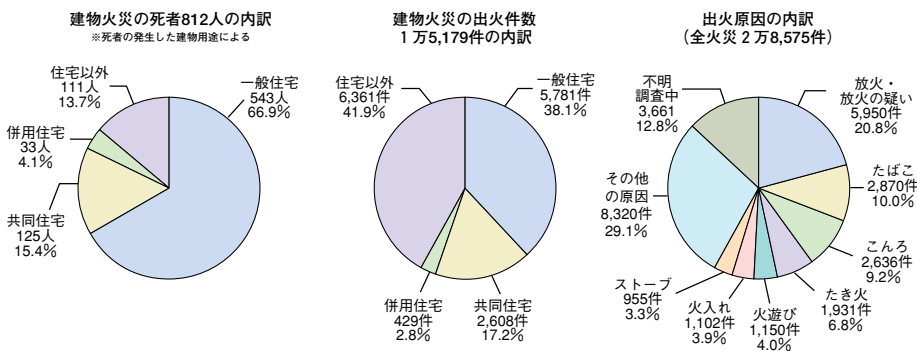
を全国11か所で開催したほか、政府広報によるテレビでの広報活動、春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行うなど、住宅用火災警報器等の早期設置促進活動を行いました。

7 放火火災防止対策への取組

放火及び放火の疑いによる火災は5,950件で総出火件数の20.8%を占めています。

消防庁では、ソフト対策としては、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

また、ハード対策としては、放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器の開発・普及を促進するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、現在、全国5地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行っています。



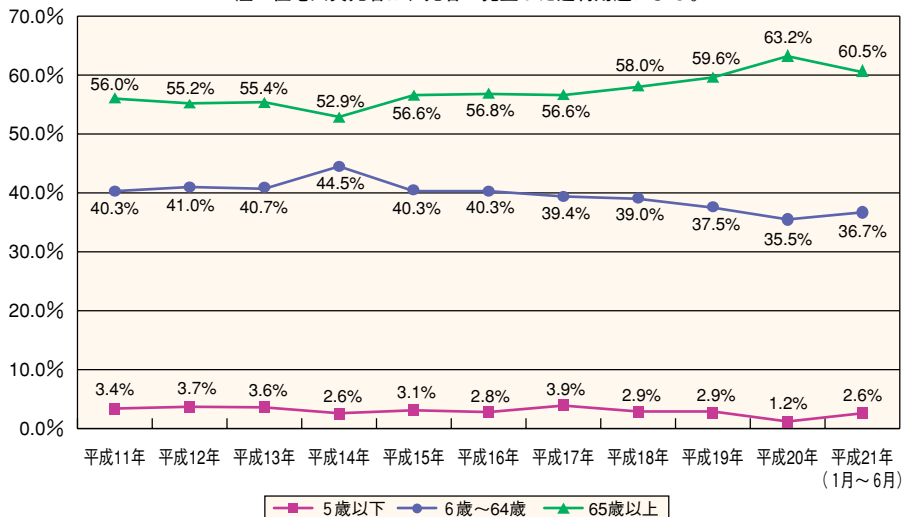
8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は1,657件で、前年同期と比較しますと199件(13.6%)の増加となり、延べ焼損面積は1,066haで、前年同期と比較しますと473ha(79.8%)の増加となっています。

平成21年に全国各地で大規模な林野火災が続発したことから、「林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的活用について(平成21年4月15日消防特第69号、消防応第138号)」を発出し、入山者や林業関係者等に対する火気の使用に関する積極的な注意喚起及び警戒強化、ヘリコプターによる空中消火の積極的な活用について通知しました。

また、林野庁と共同で林野火災が多発、増加する3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、平成21年は「見直そう森の恵みと火の始末」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

住宅火災死者(放火自殺者等を除く)における年齢区分別割合の推移
注：住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による。



平成21年秋の叙勲並びに褒章伝達式

総務課

平成21年秋の叙勲伝達式（平成21年11月11日(水)、ニッショーホール）、第13回危険業務従事者叙勲伝達式（平成21年11月6日(金)、日比谷公会堂）並びに平成21年秋の褒章伝達式（平成21年11月16日(月)、ルポール麹町「ロイヤルクリスタル」）が、それぞれ盛大に挙行されました。なお、このうち、秋の叙勲及び褒章伝達式においては、原口一博総務大臣より伝達が行われました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防ぎよするとともに、消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展及び社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々です。また、褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動及び消防関係業界の業務に精励し、消防の発展に大きく寄与された方々、並びに災害現場において自己の危険を顧みず人命救助に尽力した方々です。それぞれの受章者数は、秋の叙勲585名、第13回危険業務従事者叙勲615名及び秋の褒章83名です。

伝達式終了後、受章者及び配偶者は皇居において、天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

なお、消防関係者の勲章・褒章別受章者数は次のとおりです。

平成21年秋の叙勲

| | |
|-------|------|
| 瑞宝中綬章 | 1名 |
| 瑞宝小綬章 | 35名 |
| 旭日双光章 | 2名 |
| 瑞宝双光章 | 99名 |
| 瑞宝単光章 | 448名 |

第13回危険業務従事者叙勲

| | |
|-------|------|
| 瑞宝双光章 | 520名 |
| 瑞宝単光章 | 95名 |

平成21年秋の褒章

| | |
|-----|-----|
| 紅 綬 | 9名 |
| 黄 綬 | 5名 |
| 藍 綬 | 69名 |



秋の叙勲伝達式において原口総務大臣より代表受領される大井久幸氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される池本清敏氏



秋の褒章伝達式において原口総務大臣より代表受領される堀知靖氏

平成21年度消防設備関係功労者等表彰式の開催

予防課

去る平成21年11月4日(水)に、東京都港区元赤坂の明治記念館において、「平成21年度消防設備関係功労者等表彰式」が開催されました。

式典では、河野栄消防庁長官から表彰状が授与され、閉式後に記念写真の撮影及び祝賀会が行われました。

例年10月に消防設備保守関係功労者及び優良消防用設備等表彰式を、3月に消防関係業界功労者表彰式を開催していましたが、今年度から合同での開催となりました。各表彰の概要は以下のとおりです。



消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化等を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するもので、昭和60年度から実施しています。

【受賞者 15名】



消防関係業界功労者表彰

消防関係業界功労者表彰は、消防機器等の開発普及を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するもので、昭和43年度から実施しています。

【受賞者 25名】



優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、他の模範となる優れた消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置者、施工者、設計者又は開発者を表彰するもので、昭和63年度から実施していた優良消防防災システム表彰に代わって平成16年度から実施しています。

【表彰対象 6件】



平成21年度消防防災機器の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する消防庁長官表彰

消防研究センター

平成21年度消防防災機器の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する消防庁長官表彰式が、去る平成21年11月26日(木)にニッショーホールにおいて、第57回全国消防技術者会議と時を同じくして挙行されました(写真1)。

本表彰制度は、消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施されているもので、今回で13回目となります。

今回から、従来の消防防災機器の優れた開発・改良及び消防防災科学に関する優れた論文に加えて、優れた原因調査事例報告についても消防庁長官表彰の対象とすることとなりました。

平成21年度は、全国の消防機関、消防機器メーカー等から総計78編(消防防災機器の開発・改良45編、消防科学論文15編、原因調査事例報告18編)の応募があり、選考委員会(委員長: 亀井浅道横浜国立大学教授)による厳正な審査の結果、21の受賞作品(優秀賞: 19編、奨励賞: 2編)が決定されました(表1)。

今回も消防職団員や一般の方々から、創意工夫された作品や未開拓の分野の実験や考察が重ねられた論文、そして、緻密な原因調査の結果が数多く寄せられました。優秀賞を受賞した作品は、水を利用した消火器放射訓練において正しい放水位置を身につけることができるよう工夫するとともに次の訓練までに自動で元の状態に戻るよう工夫した「消火器放射訓練用標的器」(写真2)、材質の異なる3種類の畳の燃焼実験によって燃焼挙動を確認するとともに、水及び消火剤の種類による浸透性を比較して、畳の火災において必要な措置を示した論文であ



写真1 表彰者一同の記念撮影

る「畳の燃焼形態及び水の浸透性について」及びガスヒーターエアコン室外機等が焼損した火災の出火原因として、最も焼損の著しいエアコン室外機ではなく焼損のないセンサーライトと特定した「ガスヒーターエアコンの鑑識とセンサーライトの出火再現実験について」等です。奨励賞を受賞した作品は、災害出場の際に狭い路地へ迅速に到達して初期消火を円滑に行うために、三輪自転車を改造して資機材を積載できるようにした「消防三輪自転車の開発」(写真3)等です。

なお、作品の詳細は、消防研究センターホームページ(<http://www.fri.go.jp/>)及び消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載しています。

また、平成22年度の作品募集は、平成22年3月から開始する予定です。



写真2 消火器放射訓練用標的器(優秀賞)



写真3 消防三輪自転車(奨励賞)

表1 平成21年度表彰作品一覧

●優秀賞(19編)

| | |
|---|--|
| <p>○消防職員・消防団員等による消防防災機器の開発・改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器放射訓練用標的器 ・AED用絶縁プライバシーシートの開発 ・防火水槽耐震補強(リニューアル)工法 ・コンパクト型 膿盆「NO盆」の開発 ・リンク機構式マルチ器具の開発 | <p>佐藤恭久(上山市消防本部) 安田英樹(東近江行政組合消防本部) 新開 実、太田弘章(堺市消防局)、古谷全邦(堺市建設局) 平岩弘次、濱岡洋平(呉市消防局) 藤居隆治(愛知郡広域行政組合消防本部)</p> |
| <p>○消防職員・消防団員等による消防防災科学論文の部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畳の燃焼形態及び水の浸透性について ・観光ガイドによる文化財の震災対策について ・救急活動における接遇についての一考察 | <p>永友義夫、天野和宏、宮本義也(北九州市消防局) 谷村良明、渡辺隆司(京都市消防局南消防署) 森岡一樹、森口直人、西村伸行、小堀太香揮、山本祥司(京都市消防局伏見消防署)</p> |
| <p>○消防職員による原因調査事例報告の部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧進相コンデンサ火災の原因判定に関する一考察 ・リチウムポリマー電池から出火した火災の調査活動 ・保税蔵置中のコンテナ火災の調査について ・配線からの出火事例の調査について ・ガスヒーターエアコンの鑑識とセンサーライトの出火再現実験について ・煙草によるトラックの吸気系統からの出火の調査について | <p>高井伸一、大木伸一(大阪市消防局) 山本忠昭、柏原隆志(神戸市消防局) 後藤恒雄(大分市消防局) 松田悟志(姫路市消防局) 伏見栄浩(新潟市消防局) 桑原輝之(浜松市消防局)</p> |
| <p>○一般による消防防災機器の開発・改良の部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯型端末機による防災教育用ゲーム「地震DS72時間」の開発 ・エゼクタを用いた消防車用呼び水装置の開発 ・瓦礫重量物をこじ開けながら移動するジャッキアップ移動式探査機：Bari-bari-IV | <p>藤岡正樹(株式会社イオタ) 廖 赤虹、近藤伸一、川東 誉、山野光一、筒井洋一郎(株式会社モリタホールディングス) 塚越秀行、古知屋琢己、北川 能(東京工業大学)</p> |
| <p>○一般による消防防災科学論文の部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急活動時の身体負担の検討と負担軽減の方策についてーボディメカニクスの検討ー ・投てき型消火器具用消火剤に関する実験的研究 | <p>安田康晴(京都橘大学) 小柴佑介、大谷英雄(横浜国立大学)</p> |
| <p>●奨励賞(2編)</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・消防三輪自転車の開発 ・身体装着型シューズカバーケースの考案 | <p>福田清一(尾久消防団) 石井克彦、渡邊英則、伊藤太一(可茂消防事務組合消防本部)</p> |

平成21年度離島に対する消防施設の寄贈式の開催

消防・救急課

去る平成21年11月17日(火)に、消防庁において、「平成21年度離島に対する消防施設の寄贈式」が開催され、河野栄消防庁長官、加藤利男国土交通省都市・地域整備局長のご臨席のもと、半田勝男社団法人日本損害保険協会専務理事から高野宏一郎全国離島振興協議会会長へ寄贈目録が贈呈されました。今年度は12市町村（12の離島）に対して、小型動力ポンプ7台及び小型動力ポンプ付軽消防自動車5台が寄贈されることとなりました。

当寄贈事業は、社団法人日本損害保険協会（損害保険会社27社で組織 [平成21年6月現在]）のご厚志により、昭和57年度から行われているもので、今年度までの28年間で、小型動力ポンプ517台、小型動力ポンプ付軽消防自動車133台、非常用浄水発電照明装置積載兼用軽消防自動車9台が寄贈されました。地理的条件などのため消火活動が比較的困難な場合が想定される離島地域において、島民等の生命、身体、財産を守るために、非常に役立てられております。

平成21年度における日本損害保険協会からの離島に対する消防施設寄贈市町村・島一覧

◎ 小型動力ポンプ

1. 決定件数
7件（市町村数7 島数7）／申請件数19件
2. 寄贈先市町村（島）

| | |
|-----|------------|
| 宮城県 | 塩竈市（桂島） |
| 東京都 | 神津島村（神津島） |
| 愛知県 | 南知多町（篠島） |
| 山口県 | 光市（牛島） |
| 愛媛県 | 松山市（中島） |
| 長崎県 | 新上五島町（若松島） |
| 沖縄県 | 伊江村（伊江島） |

◎ 小型動力ポンプ付軽消防自動車

1. 決定件数
5件（市町村数5 島数5）／申請件数21件
2. 寄贈先市町村（島）

| | |
|------|------------|
| 北海道 | 奥尻町（奥尻島） |
| 三重県 | 鳥羽市（答志島） |
| 長崎県 | 壱岐市（原島） |
| 鹿児島県 | 三島村（黒島） |
| 沖縄県 | 伊平屋村（伊平屋島） |



寄贈目録の贈呈



（左から）高野会長、加藤局長、河野長官、半田専務理事

平成21年度緊急消防援助隊ブロック訓練の実施状況（北海道東北ブロック、中国・四国ブロック）

応急対策室

先月号に引き続き、今月号では平成21年度緊急消防援助隊地域ブロック訓練のうち、北海道東北ブロック及び中国・四国ブロック訓練の実施状況を各ブロック担当県からの寄稿によりお知らせします。

平成21年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練について

山形県総務部危機管理室総合防災課

山形県鶴岡市を主会場に、山形県内で直下型地震が発生したとの想定で、平成21年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を実施しました。

1. 実施日 平成21年10月13日(火)、14日(水)

2. 実施場所

(1) 図上訓練

山形県庁、鶴岡市消防本部 ほか

(2) 部隊参集、野営、部隊運用訓練

鶴岡市赤川河川敷緑地公園 ほか

3. 実施内容

(1) 図上訓練、情報伝達訓練、部隊参集訓練

より実践的な訓練とするため、図上訓練と情報伝達訓練を災害発生時に使用する施設・機器を利用して行うとともに、部隊参集訓練を含めた各訓練の状況を相互に反映させ、実時間によるリンクを意識した訓練を実施した。

訓練内容については、山形県庁内に消防応援活動調整本部のほか山形県災害対策本部、自衛隊調整所、DMAT調整本部を設置し、鶴岡市と酒田広域の各消防本部に設置した指揮支援本部とともに、各種応援要請から部隊配備、各部隊への任務付与及び関係機関との調整をロールプレイング方式で実施した。

また、航空部隊においては、ヘリベースに集結した部隊が、図上訓練と連動した、ブラインド方式の実動訓練を実施した。

《今後の課題》

- 消防応援活動調整本部には多くの情報が入り、調整事項も数多くあることから、そのための人員の確保（特に初動対応時）と情報管理・共有化の手立てを検討するとともに、定期的な訓練の実施が必要である。
- 的確な部隊進出管理と活動調整を行うためには、応援部隊との直接通信が有効であると考えられ、各本部と部隊間の無線やメール等による通信手段の確保を検討する必要がある。
- 受援・応援計画等の検証を行う上で、図上訓練と部隊参集訓練のリンクは有意義であり、今後も積極的に実施すべきと考える。



図上訓練（消防応援活動調整本部）の状況（山形県庁）

(2) 部隊運用訓練

ほとんどの訓練種目において、複数県隊での混成部隊の活動又はDMAT、自衛隊、海上保安庁、電気ガス事業者等との連携活動を取り入れるとともに、ブラインド方式の訓練を2種目で実施した。

また、より実践的な訓練とするため、実際営業している施設を利用した救出救助訓練や海上での水難救助訓練を実施し、訓練の状況については、地域衛星通信ネットワークを利用し、主会場に映像を伝送した。

《今後の課題》

- 部隊間の現場での連携活動は、各指揮者間の調整により一定程度円滑に実施することができたが、より効率的な部隊運用を行うためには、指揮支援隊や被災地消防本部が中心となり情報を共有し、活動方針が明確にされるような運用も検討する必要がある。
- 複数の訓練を同時に実施した際に、無線の輻輳により、指揮支援本部や航空部隊への連絡に支障をきたす場面があり、実災害時に備え、効率的な無線運用方法を検討する必要がある。
- ブラインド方式の実動訓練を実施するにあたり、活動時間を確保するため複数の訓練を同時に実施したが、それでも訓練進行の関係から訓練時間に制約があったため、更に訓練時間を確保する方法を検討する必要がある。

(3) その他

野営訓練は、飲料水以外はすべて参加隊が準備し、ごみも持ち帰る自己完結型で実施するとともに、翌日の部隊運用訓練の訓練施設を活用した夜間訓練を実施し、多様な状況下における災害対応訓練を行った。

また、訓練終了後、訓練種目ごとの「事後検証」を実施し、短い時間ではあったが、訓練内容に関する改善点や他の機関との連携のあり方に関して、意見交換が行われた。

おわりに

今回の訓練では、ブラインド型訓練の実施など、新たな取



夜間訓練の状況（鶴岡市）



部隊運用訓練の状況（鶴岡市）



組を行いました。訓練時間の確保や参観のあり方など、今後の訓練の実施にあたって、訓練会場の設定や訓練日程の見直しなど、新たな課題も出てきました。

一方で、図上訓練と部隊参集訓練をリンクして実施したことにより、受援体制の検証を効果的に行うことができました。

本県としましては、検証結果を踏まえ、災害対応体制の確立に努めていきたいと考えています。

結びに、台風第18号の通過直後という悪条件の中、訓練の実施に多大なご支援ご協力を賜りました各道県、参加消防本部、各協力機関・団体の皆様には心から感謝申し上げます。

平成21年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練について

島根県総務部消防防災課

島根県内で大規模地震が発生したとの想定で、島根県出雲市を主会場に、平成21年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練を実施しました。

1. 実施日 平成21年10月15日(木)、16日(金)

2. 実施場所

(1) 本部等設置・運営訓練

島根県庁、出雲市役所、出雲市消防本部、雲南消防本部

(2) 部隊参集訓練

出雲空港、河下港臨海工業団地、J A全農しまね駐車場

(3) 野営訓練

出雲ドーム

(4) 部隊運用訓練

斐伊川河川敷公園

3. 訓練内容

(1) 本部等設置・運営訓練(図上訓練)

消防庁応急対策室長通知「合同訓練の実施上の推進事項」に基づき、ブラインド方式、実時間での進行等の実践的な訓練を実施した。また、初の試みとして県庁に「DMAT調整本部」を設置し、県災害対策本部、消防応援活動調整本部との連携訓練を実施した。



消防応援活動調整本部におけるDMATとの連携(島根県庁)

《今後の課題》

「DMAT調整本部」は、現在制度確立に向けて検討されているものであり、県庁への設置は全国的に例がなく、手探りでの取組であったが、消防と医療の「顔の見える関係」が構築できた。今後、今回の訓練を参考にして更に連携の強化に向けて取り組む必要がある。

(2) 部隊参集訓練

実時間による参集、消防応援活動調整本部との無線による情報伝達、部隊参集後に図上訓練に参加するなど、より実践的な訓練を実施した。

《今後の課題》

実時間による参集を徹底したことにより、本県への部隊参集に予想以上の時間を要することが判明した。また、指揮支援部隊長到着までの出動部隊の活動の管理や、先着した限られた部隊での部隊配置のあり方等を今後検討する必要がある。



野営訓練の状況(出雲ドーム)

(3) 野営訓練

中国・四国ブロックでは初めてとなる出雲ドーム(屋内)での野営訓練を実施し、夜間には、島根大学医学部附属病院救急部の畑倫明医師を講師に招き「災害現場でのストレスマネジメント」についての研修会を実施したところ、多くの参加隊員から好評を得た。

《今後の課題》

屋内での野営訓練は、隊員の体力面等の負担軽減、トイレ対策等の施設有効利用という利便性はあるが、その反面、新型インフルエンザ対策や火気使用制限で給食支援等における後方支援活動に若干の支障があった。このことから、受援計画を含めた施設利用計画見直しの必要性がある。

(4) 部隊運用訓練

訓練施設の当日公開、傷病者数の非公表等によりブラインド方式を徹底したほか、県隊長による活動方針の決定、応援部隊及びDMATの派遣要請を取り入れるなど、より実践的な訓練を実施した。

また、日本語の話せない外国人の方に傷病者役として参加協力いただき、国際化に対応した訓練も行った。

《今後の課題》

ブラインド方式を徹底したことにより、活動部隊の車両導線や活動スペースの設定等、通常の訓練では気づかなかった諸問題が明らかになり、多くの成果が得られたが、訓練進行上における準備が未知であり、どの範囲までをブラインドにするのか十分に検討する必要がある。

また、航空管制、各種申請等における制約との兼ね合いで航空部隊とは十分な連携訓練が実施できなかった。無線通信を含め、実災害を想定した訓練を今後積極的に取り入れるよう関係部局と協議する必要がある。

4. その他

「地域衛星通信ネットワーク」を使用して、ヘリテレによる情報収集映像や部隊運用訓練の状況を全国の関係機関に向け配信した。

また、CATVの協力により部隊運用訓練の状況を県内のCATV加入世帯に向け生中継で配信した。

おわりに

今回の訓練により、関係機関との連携や、応援・受援体制等についての課題が検証され、有意義な訓練とすることができました。

訓練にご参加・ご協力いただいた各機関の皆様には心よりお礼申し上げます。



土砂埋没車両からの救出活動(出雲市)



南の玄関 那覇市

那覇市は、沖縄本島の南部に位置し、亜熱帯の気候と風土に生まれ、豊かな自然、独特な歴史と文化を持った本島の中心都市として発展を続けています。管内人口は31万人余を有し、面積は39.23km²で、古くから港が整備され、海外との交流拠点として、「琉球王国」文化が華ひらいた街です。

本市は鹿児島県と台北のほぼ中間にあり、本市を中心とする1,500kmの円内には、東京、ピョンヤン(北朝鮮)、香港、ソウル(韓国)、北京(中国)、マニラ(フィリピン)などの主要な都市が点在しており、東南アジアの各都市を結ぶ要衝の地点にあり、我が国の南の玄関として更なる発展が期待されています。

本市には、世界遺産に登録された「首里城」周辺及び「識名園」の歴史的文化遺産をはじめ、メインストリートの国際通り、県民の台所でもある第一牧志公設市場、今も伝統工芸が受け継がれ壺屋焼で知られる「やちむん通り」などがあり、見どころがいっぱいある街です。

那覇市の消防体制

本市の消防は、1本部2署6出張所に270名の職員を配置し、指揮隊2隊、ポンプ隊10隊、特別救助隊1隊、救急救命士が搭乗した救急隊5隊を専任部隊として配備、消防団員93名とともに、市民生活の安全確保に取り組んでいます。平成21年7月1日には、都市化の進展に伴い発生する新たな災害、生物剤・化学剤などを使用



那覇市の市旗は「ナハ」の文字を円形に図案化し、無限に発展していく那覇市の姿を表しています。
(大正10年12月19日制定)

したテロ災害の発生の懸念、放射性物質・毒・劇物事故など、いわゆるNBC災害といわれる特殊な災害に対応することを目的に特殊災害対応隊を発隊させました。



特殊災害対応隊ロゴマーク

沖縄県 那覇市消防本部



沖縄県 那覇市消防本部
消防長 宮平 智

また、昨年からの新たな取組として、総務省消防庁へ1名の職員の派遣研修を開始しています。消防行政に関する高度な知識や技術の導入を図り、先進都市における消防防災上の取組等の情報を積極的に収集し、本市消防体制の強化に繋げてまいります。



NBC災害対応訓練

市民とのふれあいを目指して

本市消防本部は、消防業務を広く市民に理解してもらうため、できるだけ多くの自治会等の地域に出向き、広報活動を展開しています。一人でも多くの生命を救うため、バイスタンダー育成、火災予防の広報及び住宅用火災警報器の設置などを呼びかけており、また、救急車の頻回利用者に対しては、個別に面談し救急車の適正利用の協力を呼びかけ、一定程度の効果を上げているところです。市民が集う屋外でのイベントなどでもAED(自動体外式除細動器)の取扱いを含めた救命手当講習会専用の車両(通称:ピーポー君)と訓練用水消火器・119番通報訓練機材・防災教育用機材・視聴覚資機材等が装備された火災予防啓発車(通称:けすゾウくん)を活用し、できるだけ多くの市民とふれあうよう講習会の開催や広報活動に努めています。



火災予防啓発車(けすゾウくん)

おわりに

那覇市消防本部は、市民の信頼の上に成り立つものであることを強く認識し、消防の施策が市民の期待に充分応えているかを常に意識し、市民に理解され、期待に応え続ける消防体制づくりを基本理念としています。

災害に強い街、市民が安心・安全に暮らせる街、観光客や本市を訪れる方に安心・安全を提供できる街づくりのために、市民とともに活動を展開してまいります。

CATVを活用し、住警器設置をPR

東山梨消防本部

東山梨消防本部はこのほど、各家庭への住宅用火災警報器(以下、「住警器」という)の設置推進を図るために、当管内にある2つのケーブルテレビ会社の協力を得て、住警器の設置PRを行いました。PRの収録には、当消防本部職員が展示用の住警器を使用しながら、実際の警報音や設置方法等を取り入れ、分かりやすく説明を行いました。この収録映像が、CATV放送番組の合間などに「消防本部からのお知らせ」として、各家庭に放送されることにより、今後の住警器の設置普及が拡大することを期待しています。



住警器設置PR番組の収録の様相

愛知県防災航空隊との合同訓練

豊川市消防本部

豊川市消防本部は11月5日、豊川市陸上競技場において、愛知県防災航空隊(ヘリ1機8名)とともに相互協力体制を確立することを目的とした合同訓練を実施しました。隊員投入訓練では、進入困難な災害現場を想定し、情報収集や活動支援等を行うためホバリングした状態で防災航空隊員とともに想定災害現場へホイスト装置で降下する訓練を行い、さらに、ヘリテレ簡易型受信装置(HR7)を使用し、上空から撮影した想定災害現場の映像を陸上で受信する訓練も同時に実施しました。



ホイスト装置を使用した想定災害現場への降下訓練

消防通信 望楼 ぼうろう

消防隊員が消火技術を競い合う！

大阪市消防局

大阪市消防局は11月19日、市内25消防署対抗形式の「平成21年度警防技術練成会」を実施しました。これは火災の早期消火、複数消防隊の迅速かつ効率的な連携及び指揮能力の向上を図ることを目的とし、災害想定も近年の建物構造の変化や消火技術の進歩等に対応した内容としています。各消防隊は、鉄筋コンクリート造5階建て共同住宅の2階から出火し3階へ延焼しているとの想定で、新しく導入したガンタイプノズルを有効活用し、それぞれが工夫を凝らした実践的な訓練を展開しました。



市内25消防署から精鋭が集まり行われた警防技術練成会

合言葉は「Duck!」ぼうさいダック大人気!!

中吉野広域消防組合

中吉野広域消防組合は11月19日、下市消防署と大淀消防署の若い職員が、管内の幼稚園で園児とともに幼児向け防災教育用カードゲーム「ぼうさいダック」を利用した防災訓練を行いました。最初は少し緊張していた園児たちも、ゲームが始まると「あひるさん」や「たぬきさん」など次々出されるカードにくぎ付け！その効果に職員も大きな手応え感じました。この経験を元に多くの施設で「ぼうさいダック」を披露し、次の時代を担う子どもたちに防災の輪を広げていきたいと考えています。



「あひるさん」の絵にあわせて身を屈める園児たち

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

危機管理・防災教育科 危機管理実務コース(第1回)

消防大学校では、10月19日から10月23日までの5日間、全国から集まった都道府県、市町村及び消防本部の防災担当課長等を対象に「危機管理・防災教育科 危機管理実務コース(第1回)」を開講しました。

本コースは、地方公共団体の危機管理・防災実務管理者として必要な知識及び技術を取得するため、危機管理、防災に関する行政動向、多様な図上訓練、実務研究等を主にしたカリキュラム(教育時間30時間)となっています。

具体的には、危機管理理論、複合巨大災害への備え、最新の防災行政概論、広域消防応援、新型インフルエンザ対策及び状況予測型図上訓練の講義、災害想像ゲームD I G (Disaster Imagination Game) 訓練のほか、実務研究として、学生が所属で抱えている諸課題、災害実例等を事前に提出し、それを題材にグループに分かれ研究し、討議結果を発表しました。

研修を終えた学生からは、「国の最新の体制及び広い視点から見た危機管理論について学ぶことができた。」、「図上訓練では、消防と行政の関係が理解できた。」、「災害時に防災関係機関がどう連携しあって危機事態に対処



課題研究における自由討議

すべきか、その動きを理解できた。」などの意見が寄せられました。

また、今回の研修では、都道府県、市町村の行政職員と消防本部の職員が、授業や訓練はもとより、寮生活を通じてお互いの職場などについて語り合い、「学生それぞれの多様な体験、問題意識に触れることができ、今後の業務遂行のうえで有意義だった。」との意見も寄せられました。



災害想像ゲーム(D I G)訓練





自主防災組織育成短期講習会

消防大学校では、地方公共団体の職員による自主防災組織指導・育成を支援するため、必要な知識及び技術の習得を目的とした自主防災組織育成短期講習会を平成19年度から開催しています。

今年度は、宮城県仙台市（10月22日）及び愛知県名古屋市（11月26日）の2か所において開催し、全国各地から地方公共団体の職員124人（都道府県17人、市区町村56人、消防本部47人、消防学校4人）が受講しました。

講習会は講義及び演習によって構成され、講義は、総務省消防庁国民保護・防災部防災課職員による「自主防災組織の目的・役割」、山口大学大学院の瀧本浩一准教授による「地域防災とまちづくり」が行われ、その後、演習「図上訓練（DIG手法）」を実施しました。

受講者からは、「講師の現場での指導経験を踏まえたポイント等について、今後の指導で活かしていきたい。」「活動が停止している自主防災組織が数団体あり、これらの団体を活性化させるヒントを得られた。」など、自主防災組織の指導・育成現場において本講習会受講の成果の発揮が期待される意見が多数寄せられました。

本講習会は、消防大学校が行う自主防災組織教育指導者に対する教育のあり方に関する調査研究の一環として開催しています。



検討結果を発表する受講者

講習会の結果を踏まえつつ、今後の地方公共団体の自主防災組織育成担当者に対する教育や、別に4泊5日の日程で開講する「危機管理・防災教育科自主防災組織育成コース」も充実させる予定です。

なお、自主防災組織育成短期講習会や危機管理・防災教育科自主防災組織育成コースにおいて使用している「自主防災組織教育指導者用教本」は、消防庁のホームページ（<http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/daijaku/kyouhon/index.htm>）からダウンロードできますのでご利用ください。



総務省消防庁国民保護・防災部防災課職員による講義「自主防災組織の目的・役割」



山口大学大学院瀧本浩一准教授の指導による「図上訓練（DIG手法）」

消防研究センターにおける製品火災原因調査への支援事例

1. はじめに

消防研究センターは消防本部の火災調査への支援を行っており、具体的な支援事例を以下のとおりご紹介いたします。なお、消防の2009年1月号(<http://www.fdma.go.jp/concern/publication/ugokiList21.html>)で支援業務について掲載していますので、あわせてご参照願います。

2. 火災概要

- (1) 発生場所 愛知県
- (2) 出火年月 平成21年9月
- (3) 火災概要 建物ほや火災
- (4) 発生状況 火災発生日の前日20時30分頃に、所有者が自宅の洗面台横コンセントに専用アダプタを接続してシェーバーを充電していたところ、翌日の朝、火災に至ったもの。

3. 焼損物件概要及び支援に至る経緯

焼損したのは充電中のシェーバーと充電用アダプタである(以下(1)から(5)及び写真1参照)。詳細を以下に示す。消防本部において輸入業者に確認したところ、「充電用アダプタの不具合により出火する恐れがあるとして公表



写真1 シェーバー及びアダプタ外観

し回収している製品である」との回答があったため、製品火災であると判断し、消防研究センターに技術支援の要請があったものである。なお、本製品は平成12

年から充電器本体の不具合による火災が発生し、通電中に発煙・発火し火災に至る危険性があるとして、販売会社が平成12年6月6日以降リコール等を行い回収に努めている。

- (1) 製品名 セイコーシェーバー充電器
- (2) 電気用品名 直流電源装置
- (3) 販売会社 セイコーエスヤード株式会社
(現セイコースポーツライフ株式会社)

- (4) 輸入会社 株式会社 泉精器製作所
- (5) 充電器型式 RC01

4. 調査概要

消防本部が販売会社及び輸入会社の協力を得て実施する火災調査に消防研究センターが出向して支援した。

はじめに販売会社から本物件の動作のしくみ、不具合の内容と出火のメカニズム及び現在までの製品回収等の対応について説明を受け、調査を開始した(写真2参照)。



写真2 打ち合わせの状況

(1) シェーバー本体について

シェーバー本体について見分する。一部焼損している箇所が見分できるものの、本体のスイッチを入れると通常作動し異常はない。以下シェーバー本体の見分を詳細に行ったが、内部に焼損部分がなかったため、ここでは割愛する。

(2) 充電器

充電器について見分する。注意喚起ラベルが貼付されている部分は若干黒色に変色しているもののケースは概ね原形を留めているが、反対側はケースが全体的に炭化しており、電源コード接続部側から中央部にかけて一部焼失している箇所が認められる(写真3参照)。底面は、ケースの背面側一部が溶融しているものの、他に焼損は認められず原形を留めている。中央部に製造業者、型式、及び仕様等の表示がなされており、充電用アダプタ、充電時間1h、RC01、MADE IN CHINA、SEIKO、03とある。輸入業者に当該製品はリコール製品に該当する旨を確認する。

底部ケースを取り外すと、ケース内面は黒色又は茶褐



写真3 充電器の外観

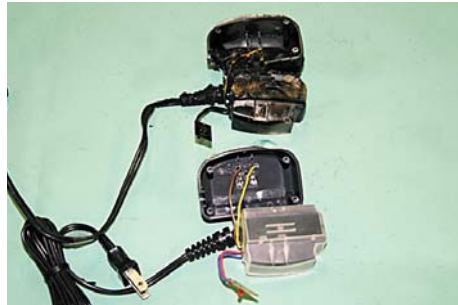


写真4 トランスケースを離脱した状況
(上：焼損品、下：同型品)



写真5 電源基板の状況(部品面)

色に変色しており、外枠が一部炭化し変形している。本体側のケースは、背面側が炭化し一部焼失している。本体内部は、トランスケースと呼ばれる樹脂製ケースに電源基板を入れ、防水のために樹脂で固めている。トランスケースを本体ケースから取り外すと、トランスケースは一部が焼失、変形し、防水樹脂が露出している(写真4参照)。露出している箇所の防水樹脂は炭化しているのが確認できる。

トランスケースから防水樹脂を取り外し、焼失している箇所を同型品で確認すると、基板上に安全装置として設置されているヒューズ抵抗(2個)周辺である。このヒューズ抵抗は、トランスの巻線が短絡した際の過電流対策として設置されており、過大電力(電流)が加わると断線する。

本体の防水樹脂を削り基板を見分する。防水樹脂は固く、この作業に調査の大部分を費やすこととなった。ヒューズ抵抗が確認できた時点で周囲の防水樹脂の電気抵抗をテスターにて測定すると0.1[Ω]であり、電気を通しやすくなっていることが確認できた。さらに防水樹脂の大部分を取り除き見分する。基板はヒューズ抵抗の設置箇所が欠損しており、同箇所周囲の残存している部位が炭化している。欠損箇所及びヒューズ抵抗については粘土を使用し復元する。その他、表面、裏面共に概ね原色、原形を留めている(写真5参照)。

電源基板からトランスを離脱し巻線を確認する。トランスの外装ケースを取り外すと、巻線に数箇所の断線している箇所が認められる。すべての巻線を取り出し延長すると、数箇所に断線している箇所が認められることから、デジタルマイクロスコープにて確認する。断線している箇所には、先端部が溶融し丸みを帯びているものが数箇所確認できる。

5. 調査結果

シェーバーは、本体ケースが一部炭化しているものの原形を留めており、内部には焼損が認められないことから、外部から延焼している。また、本体のスイッチを入れたと通常作動する。

充電器は電源基板に設置されているヒューズ抵抗周囲の焼損が著しく、同箇所は炭化し基板が欠損しており、抵抗値を測定したところ0.1[Ω]を示し導電化していることが確認できる。また二つのヒューズ抵抗は、黒色を呈し一部欠損している。さらに、電源基板に設置されているトランスの巻線に断線している箇所が数箇所あり、先端部が溶融しているものも認められる。

以上のことから、①充電器内の電源基板に設置されているトランスが絶縁不良を起こし、②巻線間が一部短絡して瞬間過電流が流れ、③安全装置であるヒューズ抵抗が溶断する時の溶断熱(約700℃)により、ヒューズ抵抗周囲を覆っている防水樹脂が炭化し、④導電性を帯び過電流が流れ続け、⑤当該部分から出火したものである。

なお、出火原因はリコール内容と同様である。

6. 消防研究センターにおける製品火災の情報提供について

同シェーバーは販売会社が公表して製品の回収に努めており、平成21年8月末現在で回収率が88%を超えているものの、いまだに火災が散見される。このことから消防研究センターのホームページにおいても、同シェーバーのリコール情報と回収への呼びかけを行っている。

URL : http://www.fri.go.jp/cgi-bin/hp/index.cgi?a1=JPP1&a2=46&a3=671&Page=hpd_view

平成22年春季全国火災予防運動

予防課

消防庁では、「消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子」を平成21年度全国統一防火標語とし、平成22年3月1日(月)から7日(日)までの7日間にわたり、平成22年春季全国火災予防運動を実施します。

この運動を機に地域住民に対し、日頃忘れがちな火災に対する警戒心の喚起を行い、一人ひとりに防火の重要性を自覚させ、日常生活での防火の実践を働きかけましょう。

さらに、住民、事業所の関係者及び消防機関等が一体となり火災予防を推進し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぎましょう。そして、この期間中には、各

地で住宅用火災警報器の設置推進、防火講演会、防災訓練など様々な行事やイベントの開催が予定されていますので、積極的に参加し、防火に対する正しい知識・技能の習得に努めてください。

このほか、春季全国火災予防運動と同時期に、「全国山火事予防運動」と「車両火災予防運動」もあわせて実施します。

火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を活用し、積極的な広報を行ってください。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント —3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



大型店舗消防総合訓練における自衛消防隊の応急救護活動
(写真提供：市川市消防局)
平成21年秋季全国火災予防運動で実施されたイベント



老朽化消火器の一斉回収を実施して約5,600本を回収
(写真提供：千葉市消防局)

住宅の耐震化と家具の転倒防止について

防災課

地震はいつどこで起きるかわかりません。6,000名を超える死者を出した阪神・淡路大震災では、死者の約8割が建物等の倒壊によるものであり、また、死者の1割にあたる約600名が家具の転倒により亡くなったと言われています。このような被害を少しでも軽減するためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて有効であり、日頃から一人ひとりが地震に対する備えの意識を持つことが必要です。

住宅の耐震化について

○自宅の建築年度の確認

昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物については、改正後の建築基準法が適用されており、基本的に耐震性に問題はないと考えて構いません。

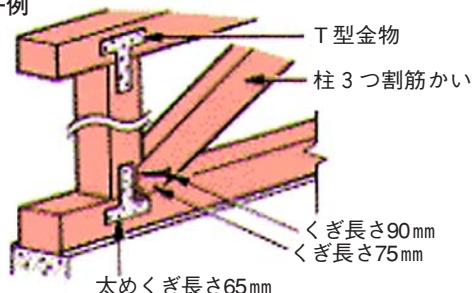
○耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前の建築であった場合、まずは、自宅の建築確認を受けた役所の窓口相談するのが良いでしょう。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度をうまく活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を行っている場合もあります。

○耐震補強の実施

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁の筋かい等を追加する、梁と柱の間を金具で補強する、基礎を鋼材で補強する等、様々な方法がありますので、建築士や工務店とよく相談することが必要です。この場合も、工費の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口で制度の確認を行うことをおすすめします。

耐震補強の一例



家具の転倒防止について

○家具配置等の工夫

まずは、転倒被害を受けにくい家具の配置について工夫してみてください。例えば、家具の配置と就寝する位置については、家具の高さ分だけ離れた場所にするか、家具の側方部分で就寝するほうが安全です。

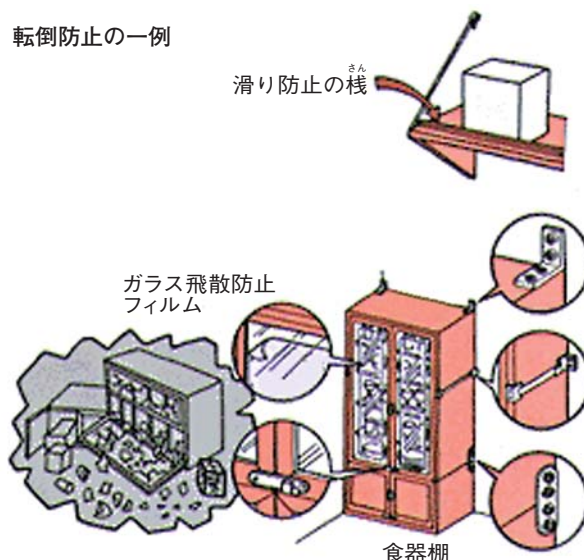
また、家具が倒れても出入口が塞がれないように、家具は出入口に置かない、あるいは万が一倒れても通り抜けられる空間を残せる位置に置くなど、お部屋の状況にあわせて工夫してみてください。

○具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけではやはり限界があります。タンスや本棚などをL型金具や支え棒などで固定する、食器棚に扉が開かないための扉開放防止器具を取り付ける、冷蔵庫を転倒防止用ベルトで固定するなど、具体的な転倒防止策を講じることが必要です。これらの器具については、家電メーカー・家具メーカーや販売店に問い合わせるか、ホームセンター等で販売されているものを活用しても良いでしょう。

住宅の耐震化や家具の転倒防止は、確かにコストを要しますが、既存の制度を活用することなどにより、通常より安価に対応できる場合もあります。ちょっとした防災意識の違いによって、大きな被害を避けられる場合もあります。まずは手軽にできることから始めてみてはいかがでしょうか。

転倒防止の一例





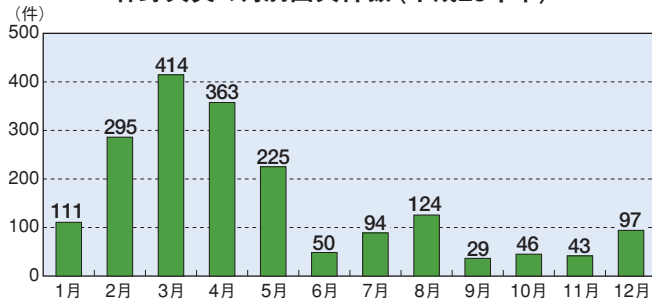
林野火災を防ごう！～全国山火事予防運動～

特殊災害室

林野火災の発生状況及び注意点

国内における林野火災は、例年春先に多く発生しています。平成20年中は、下図に示すとおり2月から4月までの間に1,072件の火災が集中して発生（年間出火件数の約57%）しました。平成21年は、4月に最多の600件（概数）を数えた他、3月から5月までの間に1,250件（概数）の火災が発生しています。この時期に林野火災が多いのは、枯葉が地上に積もり、下草も枯れているうえ、降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件が重なっていることに加え、春先になると火入れが行われたり、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることによるものと考えられます。

林野火災の月別出火件数（平成20年中）



平成20年中の林野火災発生状況をみると、出火件数は1,891件（前年2,157件）、焼損面積は839ha（同717ha）、損害額は6億609万円（同2億3,659万円）、死者は13人（同13人）となっています。

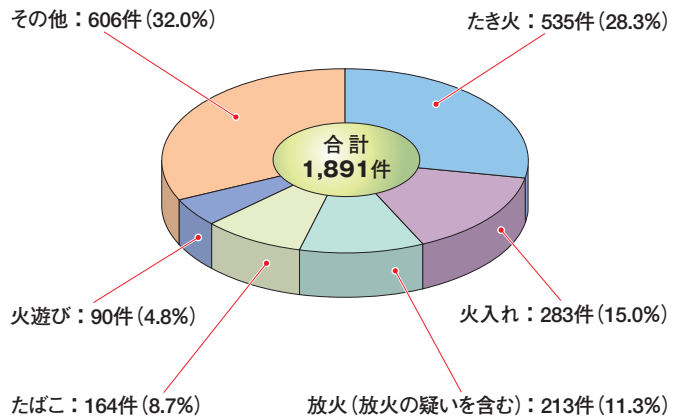
出火原因としては、「たき火」によるものが535件で全体の28.3%を占め最も多く、次いで「火入れ」、「放火（放火の疑いを含む）」、「たばこ」の順となっており、「火遊び」を入れた人為的な要因による火災の割合は、全体の約70%を占めています。

このような失火による林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心がけましょう。

【失火防止のための注意点】

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ・ 喫煙は、指定された場所で行い、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ・ バーベキューなど火を使用する場合には、指定された場所で行い、そこを離れる時には、完全に火を消すこと
- ・ 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰るなどマナーの向上に努めること
- ・ 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること
- ・ 強風注意報や乾燥注意報などが発表されている場合は、火気の使用は差し控えること

林野火災の出火原因別件数（平成20年中）



全国山火事予防運動（3月1日～3月7日）

消防庁では、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までの「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- ・ 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ・ ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- ・ 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスターの掲示
- ・ 報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発
- ・ 消防訓練及び防火研修会の開催、婦人（女性）防火クラブの広報活動など

おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気をつけましょう。

平成22年 山火事予防の標語
「消さないで 小さな命の 帰る場所」

地域を災害から守るための 消防団活動への参加の呼びかけ

防災課

消防団は、消防本部や消防署と同様に市町村の消防機関の一つであり、消防団員は、他に生業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて、地域の安心・安全の確保のために活動する非常勤特別職の地方公務員です。平成21年4月1日現在、全国で88万5,394人の消防団員が活躍しています。

消防団は、地域密着性・要員動員力・即時対応力といった特性を活かしながら活動する地域防災の中核的存在です。

また、地理や住民の居住先等の情報を十分に把握しているため、大規模災害等では特にその力を発揮し、地域防災力の要として活躍しています。

平成21年においては、7月に中国・九州北部地方を突如の豪雨が襲いましたが、各地において消防団員が、昼夜を問わず、冠水地域の警戒や避難者の誘導などの献身的な活動を行い、被害の軽減に大きく寄与しました。

しかし、消防団員の被雇用者化・高齢化など様々な課

題に直面し、その団員数は減少の一途をたどっていることから、消防庁では、団員の確保が困難な場合に、その補完制度として、ある特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（機能別団員）あるいは分団（機能別分団）の制度を構築し、全国各地での導入・活用を推進しています。

消防団の活動は、通常の災害対応の他に、火災予防活動、救命講習指導、住民の避難誘導など、多岐にわたっています。すべての活動に参加できなくても、一人ひとりにできることがあるはずで、ぜひ、多くの皆様に消防団活動に対する理解を深めていただき、「町を守る、安心をつくる」消防団活動に参加していただけることを期待しています。

消防団のホームページもご覧ください。

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>



平成21年7月の「中国・九州北部豪雨」で活動する消防団員（福岡県篠栗町消防団）

11月の主な通知

| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|----------------------|-------------|---------------------------------|-----------------------|--|
| 消防予第472号 消防危第199号 | 平成21年11月 6日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長 | 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の公布について |
| 消防予第473号 | 平成21年11月 6日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件等の公布について(通知) |
| 消防予第474号 | 平成21年11月 6日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について |
| 消防予第490号 | 平成21年11月12日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁予防課長 | 連動型住宅用火災警報器の譲与に係る手続き及び履行計画の協議窓口に係る調査について |
| 消防予第497号 | 平成21年11月17日 | 各都道府県消防主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | マージャン店における火災を踏まえた防火安全対策の徹底について |
| 消防危第204号 | 平成21年11月17日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 危険物規制事務に関する執務資料の送付について |
| 消防危第207号 | 平成21年11月20日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 認定事業所における完成検査済証交付の一層の迅速化について |
| 消防予第505号 | 平成21年11月22日 | 各都道府県消防主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 雑居ビル内の飲食店における火災を踏まえた防火安全対策の徹底について |
| 消防情第273号 | 平成21年11月26日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁防災情報室長 | 平成21年(1月～6月)における火災の概要(概数)について |
| 消防予第512号 | 平成21年11月27日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁予防課長 | 文化シャッター(株)が販売した防火シャッターの不具合に関する対応について |

広報テーマ

| 1 月 | | 2 月 | |
|---------------------------|---|-----------------------------|--|
| ①文化財防火デー | 予防課 防災課 消防・救急課 防災課 応急対策室 | ①春季全国火災予防運動 | 予防課 防災課 特殊災害室 防災課 |
| ②1月17日は「防災とボランティアの日」 | | ②住宅の耐震化と家具の転倒防止 | |
| ③消火栓の付近での駐車禁止 | | ③全国山火事予防運動 | |
| ④消防団員の入団促進 | | ④地域を災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ | |
| ⑤緊急消防援助隊消防応援活動調整本部等全国運用訓練 | | | |